

奈良県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月八日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第八号

奈良県税条例等の一部を改正する条例

(奈良県税条例の一部改正)

第一条 奈良県税条例(昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二十六条の四第一項ただし書中「同法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。)」の法第三十四条第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第二十六条の五第二項中「附記された事項」を「付記された事項(施行規則第二条の三第一項に規定する事項を除く。))」に改め、同条第三項中「附記し」を「付記し」に改める。

第二十六条の五の二の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改める。

第二十六条の五の三の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第一項中「あつて、」の下に「特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(法第四十五条の三の二第一項第二号の配偶者のうち、退職手当等(第三十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有するものであつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。))をいう。))又は」を、「控除対象扶養親族」の下に「であつて退職手当等に係る所得を有しない者」を加える。

第三十七条の八第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。))は、この限りでない。

第三十七条の八第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定によつて」を「第一項及び第二項の規定により」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項ただし書の場合においても、知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、不動産を取得した者に、同項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出させることができる。

第三十七条の十中「第七十三条の十八第三項の規定によつて」を「第七十三条の十第四項の規定により」に、「においては」を「には」に、「あわせて」を「併せて」に改める。

附則第七条の三の四中「第十条第二号」を「第十一条第一項」に改める。

附則第十条の五第二項中「当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の県民税」を「前年分の所得税」に、「につき前項」を「につき同条第一項」に、「受けようとする旨の記載のある法第三十二条第十三項に規定する特定配当等申告書を提出した」を「受けた」に改め、「（法附則第三十三条の二第二項各号のいずれかに該当する場合を除く。）」及び「ものとし、県民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について第二十三条及び第二十五条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得については、前項の規定は、適用しない」を削る。

附則第十二条の二第三項中「、第三十七条の八又は第三十七条の九」を「又は第三十七条の八」に改める。

附則第十四条の四第六項中「年の翌年の四月一日の属する年度分の租税条約等実施特例法第三条の二の二第七項に規定する条約適用配当等申告書（以下この項において「条約適用配当等申告書」という。）」を「年分の所得税に係る第二十六条の五第一項に規定する確定申告書」に改め、「（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）」を削り、同項ただし書を削る。

（奈良県税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 奈良県税条例の一部を改正する条例（令和三年七月奈良県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の五の三第一項の改正規定中「第二十六条の五の三第一項中」の下に「扶養親族（」の下に「年齢十六歳未満の者又は」を加え、「を除外、」を加え、「控除対象扶養親族」を「有しない者」に、「年齢十六歳未満の者」を「有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、次の各号に掲げる規定の区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中奈良県税条例附則第七条の三の四の改正規定 令和四年十月一日
- 二 第一条中奈良県税条例第二十六条の五の二の見出し並びに第二十六条の五の三の見出し及び同条第一項の改正規定並びに同条例附則第十二条の二第三項の改正規定並びに第二条の規定並びに次条第一項の規定 令和五年一月一日
- 三 第一条中奈良県税条例第三十七条の八第一項の改正規定、同条第三項を同条第四項とする改正規定、同条第二項の改正規定、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定及び第三十七条の十の改正規定並びに附則第三条の規定

令和五年四月一日

- 四 第一条中奈良県税条例第二十六条の四第一項ただし書並びに第二十六条の五第二項及び第三項の改正規定並びに同条例附則第十条の五第二項及び第十四条の四第六項の改正規定並びに次条第二項の規定 令和六年一月一日

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の奈良県税条例（以下「新条例」という。）第二十六条の五の三第一項の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日（以下「二号施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第二十六条の五の三第一項に規定する申告書について適用し、二号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した第一条の規定による改正前の奈良県税条例第二十六条の五の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 前条第四号に掲げる規定による改正後の奈良県税条例の規定中個人の県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和五年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の奈良県税条例第三十七条の八の

規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。